

○新潟市ひまわりクラブ条例施行規則

平成5年9月6日

規則第45号

※別記様式添付省略

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市ひまわりクラブ条例(平成5年新潟市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会の申請)

第2条 条例第4条の規定により、新潟市ひまわりクラブ(以下「クラブ」という。)の入会の許可を受けようとする者は、別記様式第1号による入会許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(平17規則8・一部改正)

(許可書の交付)

第3条 指定管理者は、クラブの入会を許可する場合は、別記様式第2号による入会許可書を交付する。

(平17規則8・一部改正)

(退会の届出)

第4条 条例第6条の規定により退会を届け出ようとする者は、別記様式第3号による退会届を指定管理者に提出しなければならない。

(平17規則8・一部改正)

(利用料の免除)

第5条 条例第9条に規定する規則で定める特別の理由があると認める場合とは、別表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表右欄に定めるところにより利用料を免除することができる。

2 条例第9条の規定より利用料の免除を受けようとする者は、別記様式第4号による利用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により利用料免除申請書が提出された場合において、利用料の免除を決定したときは、別記様式第5号による利用料免除決定通知書により申請者に通知するものとする。

(利用料の還付の申請)

第6条 条例第10条ただし書の規定により利用料の還付を受けようとする者は、別記様式第6号による利用料還付申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第7号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第13条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄付行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平17規則8・全改)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平17規則8・旧第9条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。

(生活保護等受給者に関する特例)

2 平成25年7月31日において現に生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者（以下「生活保護等受給者」という。）であって、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活保護等受給者であった者に係る第5条第1項の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該者を生活保護等受給者とみなす。

附 則(平成14年規則第16号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 新潟市ひまわりクラブ条例(平成5年新潟市条例第23号)附則第4項若しくは第5項又は新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例(平成16年新潟市条例第137号)附則第2項の規定により市長又はクラブの管理の委託を受けた者がクラブの管理を行う場合における改正後の第2条から第4条まで及び別記様式第1号から別記様式第3号までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

附 則(平成17年規則第98号)抄

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は平成17年3月21日から、第2条及び次項から附則第7項までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第194号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行の日以後の利用に係る利用料の免除申請及びこれに関し必要なその他の行為は、この規則の施行前においても、行うことができる。

附 則(平成20年規則第50号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行の日以後の新潟市ひまわりクラブの利用に係る利用料の免除及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、改正後の新潟市ひまわりクラブ条例施行規則の規定の例により行うことができる。

附 則(平成25年規則第74号)

(施行期日等)

- 1 この規則中別表備考に次のように加える改正規定及び次項の規定は公布の日から、その他の規定は平成25年8月1日から施行する。

2 改正後の別表備考3の規定は、平成25年4月1日から適用する。

別表(第5条関係)

(平19規則194・平20規則50・平25規則34・一部改正)

特別の理由	利用料を免除する額
児童の保護者が生活保護法による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者である場合	全額
児童の保護者の前年度分市民税が非課税である場合	利用料に3分の2を乗じて得た額
児童の保護者の前年度分市民税の所得割の額(保護者が2人いる場合については所得割の額の合計額とする。以下同じ。)が10,000円未満である場合	利用料に2分の1を乗じて得た額
児童の保護者の前年度分市民税の所得割の額が10,000円以上235,000円未満である場合	利用料に3分の1を乗じて得た額
その他、市長において特に利用料の減免を必要と認める場合	その都度市長が定める額

備考

- 「保護者」とは、親権を行う父又は母、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするものをいう。ただし、親権を行う父及び母がともに子どもを現に監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、その父及び母をともに保護者とする。
- この表に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧地方税法」という。)第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)があるときは当該扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額を、旧地方税法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは当該特定扶養親族の数に11,100円を乗じて得た額を控除するものとする。

- 3 保護者が母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第25条第7号に規定する男子に該当する者である場合は，当該保護者の申請に基づき，地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし，同法第295条第1項第2号又は第314条の2第1項第8号若しくは第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により算定した市町村民税額に基づいて利用料の一部を免除するものとする。